

○標茶町情報配信メール「ミルクックさんのみるめーる」運用要綱  
(平成 27 年標茶町訓令第 36 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、携帯電話やパソコンを利用した標茶町情報配信メール「ミルクックさんのみるめーる」(以下「みるめーる」という。)により本町地域における防犯情報、防災情報、町からのお知らせ、ヒグマ出没情報等の緊急性の高い情報をあらかじめ登録された住民等に配信するみるめーるの運用について必要な事項を定めるものとする。

(みるめーるの管理者)

第 2 条 みるめーるの維持及び運用等の管理は、総務課長が行う。

(配信情報及び配信部署)

第 3 条 みるめーるを利用して配信する情報は、次の表に定める町民の身体、生命及び財産を守るために必要な緊急性の高い情報並びに登録者に対し配信を必要とする情報、みるめーるの管理上必要な情報等とし、配信の操作は、みるめーるの管理者より指示を受けた職員が行う。

配信情報の区分	
(1) 防犯情報	犯罪発生情報、犯罪等の予兆情報、防犯啓発に関する情報等
(2) 防災情報	災害情報、応急対策情報、避難情報、防災啓発に関する情報等
(3) 町からのお知らせ	イベント情報、行政情報等
(4) ヒグマ出没情報	ヒグマ出没情報等
(5) その他緊急性を要し町長が必要と認める情報	その他緊急性を要し町長が必要と認める情報

(配信方法の区分)

第 4 条 配信方法の区分は、次のとおりとする。

- (1) 一斉配信 全登録者を対象とする配信
- (2) 個別配信 登録者の一部を対象とする配信

(配信情報の内容等)

第 5 条 第 3 条の表に定める配信情報の区分ごとの配信情報の内容等は、情報の所属する担当課の課長より承認を受けたものを配信する。

- 2 みるめーるの管理上必要な試験的に配信する情報は、必要に応じて総務課において配信する。

- 3 第3条の表に定める情報の配信は、標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成8年標茶町条例第2号)第2条に基づく勤務時間において行うものとする。ただし、大規模な災害、事件、事故等、必要に応じて行う配信についてはこの限りではない。

(配信の決定)

第6条 配信の必要があるときは、配信したい情報を作成し、情報配信伺(別記様式第1号)により担当課において承認する。

- 2 緊急を要する事項については、口頭により依頼することができる。ただし、口頭による依頼内容は、後日担当課において情報配信伺にて処理するものとする。
- 3 災害対策本部が設置されている場合における同本部からの情報配信は、同本部からの依頼として総務課において行う。

(みるめーるの利用料)

第7条 みるめーるの登録・解除及び配信停止における利用料は、無料とする。ただし、登録における機器や通信料は、利用者の負担とする。

(配信希望者の登録・解除及び配信停止)

第8条 配信を希望する者は、次に掲げる方法により希望する配信情報の区分の登録を行うものとする。

(1) 登録 指定のQRコードまたはURLにアクセスし、所定のメールアドレスへメールを送信する等の手続きにより仮登録及び本登録を行う。

(2) 配信停止 所定のURLにアクセスし配信登録の解除の手続きを行う。

- 2 本登録を行った者は、別に定める利用規約に同意したものと扱う。
- 3 みるめーるの管理者は、みるめーるの保守・管理、天災・災害等によりみるめーるの運用が困難な場合又は配信の停止が必要と認められる時には、登録者等への事前の通知をせずにみるめーるの配信停止を行うことができるものとする。

(個人情報保護)

第9条 みるめーるの運用を通じて得たメールアドレス等の個人情報は、標茶町個人情報保護条例(平成17年標茶町条例第12号)に基づき適正な管理を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、みるめーるの運用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年12月22日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

決	合議	係	係長	補佐	課長	副町長	町長
裁							

情報配信伺

次のとおり配信してよろしいか伺います。

起案日	年 月 日
決裁日	年 月 日
施行日	年 月 日
情報区分	・防犯情報 ・防災情報 ・町からのお知らせ ・ヒグマ出没情報 ・その他（ ）
配信時期	即時 ・ 予約【 年 月 日（ 曜日） 時 分】
配信先	一斉配信 ・ 個別配信（ ）
題名	
配信文 (全角250字程度まで推奨)	
所属表示	